

子育ての社会化に向けた「子育て生活スキル」伝承型支援における支援者の役割の検討:
伝統技能伝承の取り組みから見出されたサーバント・リーダーシップ的な関わりに焦点をあてて

| | |
|-------|--|
| メタデータ | 言語: Japanese 出版者: 公開日: 2022-03-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 西岡, 弥生, Nishioka, Yayoi メールアドレス: 所属: |
| URL | https://senzoku.repo.nii.ac.jp/records/2225 |

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



子育ての社会化に向けた「子育て生活スキル」 伝承型支援における支援者の役割の検討

—伝統技能伝承の取り組みから見出されたサーバント・リーダーシップ的な
関わりに焦点をあてて—

A Study on the Role of Supporters in Supporting the Transmission of Child-rearing Life Skills for the Socialization of Child-rearing : Focusing on the Servant Leadership Relationships Identified in the Efforts to Pass on Traditional Skills

西岡 弥生
Nishioka Yayoi

1 はじめに

1-1 研究の背景

かつて、子育ては多世代家族や多様な階層関係、近隣関係といった地域共同体のなかで複相的に営まれ（網野 2002）、子どもを産み育てる知恵や技術は地域社会で生まれ次世代へ継承された。このような複相的育児は質的に変容しながら高度経済成長期まで続く。生産活動が地域から都市に集中し、職住分離によって地域関係の必要性がなくなると、近隣関係の希薄化に伴い育児は単相化し、家庭内で主な家事・育児の役割を課せられた母親たちの育児不安が高まり、育児機能の非伝承性が顕在化していった（林 1996；1998）。地域社会における育児機能の非伝承性は、親たちを孤立させ、家庭内で子どもの養育の負担を大きくし、虐待のリスクをもたらした。児童相談所での児童虐待相談対応件数は、1990年に1,101件だったものが2000年には17,725件となり、10年で約16倍に増加した（厚生労働省 2020a）。そのような背景から2000年に児童虐待防止法が制定され、子どもの安全を守る施策が強化されていった。2016年の児童福祉法等の改正では、子どもの主体的な権利が明示され、子どもの養育は保護者だけでなく社会全体で担い協働する「子育ての社会化」に向けた取り組みの必要性が示された。さらに、2017年の改正では、在宅での養育環境の改善を図るため保護者への指導が強化された。しかし、虐待相談対応件数はその後も増加の一途を辿り、2019年は193,780件に至っている（厚生労働省 2020a）。20万件に近い相談対応件数は、少子化が進み地域社会から切り離された親たちが、子育てに悩み苦しむ姿を物語っている。産業化の過程で生じた地域社会の人間関係の希薄化と育児機能の非伝承性は、少子高齢社会において地域全体の育児機能を低下させ、地域住民が子育て家庭の状況を理解し包摂するゆとりを奪う。子育てに躓き追いつめられた親や家族が、公的機関からの介入を避けるため転居し、孤立を深め、子ども虐待死に至る状況も発生している¹。心中以外の虐待死では、背景にある養育者の心理的・精神的問題等として、「養育能力の低さ」が最も高い割合を占めている（厚生労働省

2020b)。「養育能力の低さ」とは、子どもの成長発達を促すために必要な関わり（授乳や食事、保清、情緒的な要求への応答、子どもの体調変化の把握、安全面への配慮等）が適切にできない場合としている（厚生労働省 2020b）。母子生活支援施設で暮らす母子の様子を職員の語りから捉えた中澤は、「子どもとの生活を送るための基本的な生活技術を持たない利用者」の存在と、「そのことにより日々の生活につまずきを生じさせる」状況に言及している（中澤 2020：279）。婦人保護施設においても、若年の母親の「生活スキルの未熟さ」による養育困難と母親の成長を支える難しさが示されている（細金 2017）。「養育能力の低さ」は、地域社会における育児機能の非伝承性と、生活経験の乏しさから子育てに必要な家事・養育・対人関係のスキル（以下、子育て生活スキル）を得る機会を逸した親の未成熟性が相まって、対処不能に陥った親のニーズ²を示唆する。「子育て生活スキル」を媒介にした育児機能の伝承性は、少子社会で子育てをする親たちの重要なニーズの1つと考えられる。母子生活支援施設の報告では、児童虐待の防止には、支援者が母親の生活の場で寄り添い、自己肯定感の回復を支えながら、生活支援・子育て支援を行うことが重要だと示している（厚生労働省 2011；2014）。

伝承性の観点から他領域の状況に目を向けると、継承者不足の歯止めをかけ伝統技能伝承に取り組む芸舞妓の育成では、次世代の継承者が地域社会の支援的な関係の中で日々の稽古に励み、継承した技能の上達を周囲に承認されることで、自己肯定感を高め成長する機能が明らかにされている（西尾 2006）。西岡（2020）は、伝統技能伝承のあり方に示唆を得て、母親が地域の人々との関係性の中で「子育て生活スキル」を媒介に自己肯定感を高めるケアリング関係について検討した。「子育ての社会化」に向け、ケアリング関係³が母親と支援者間に留まらず人々の間で重層的に構築される地域社会を形成するには、母親に対する働きかけだけではなく、コミュニティ全体を視野に入れた支援者側の取り組みを検討する必要がある。

なお、本稿で用いる用語の【伝統技能】は伝統的な芸道等の各領域で必要とされ前世代から受け継いだ基本的な技能とし、【踊り・舞】等の言葉で表現される具体的な技能は子育て生活スキルに位置付ける。また、【稽古】【見番】【お座敷】は伝承と継承の「場」として位置付け、【置屋】は生活場面に位置付ける。さらに、【育成者・経営者・お母さん・お父さん】等で表現される者は支援者に対応し、【継承者・抱え子】等で表現される者は保護者または母親に対応させて論じる。

1-2 子育て家庭を支え「児童虐待防止」に向けた取り組み

1-2-1 地域社会における家庭訪問型の支援

まず、支援者が子育て家庭に向き支援を行う家庭訪問型（アウトリーチ型）の取り組みを見ていく。出産後1か月の母親の心配事は、睡眠不足と疲労感が67%、育児放棄感や自信喪失感が15%で（島田ら 2006）、4か月検診時で子育てが大変だと感じている母親は48.8%にのぼり、約半数が育児経験のない母親だった（服部 2005）。このような背景から、2008年の児童福祉法の改正で、「乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）」と「養育支援訪問事業」が法定化された。前者の「乳児家庭全戸訪問事業」は、原則生後4か月を迎えるまでの子どもをもつ全ての家庭を対象とし、家庭訪問によって各家庭の状況を把握し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報を提供すると共に、必要に応じてサービス提供に結びつける。訪問後のケース対応会議で要支援と判断されると、後者の「養育

支援訪問事業」につながる仕組みである（厚生労働省 HP）。2009 年の長野県における「乳児家庭全戸訪問事業」実施状況調査から、要支援の判断基準における母親側の要因は、① EPDS 得点 9 点以上、②家庭環境の問題、③母親の育児能力不足や養育態度等、④精神的問題、育児不安や疲労感、⑤妊娠からのハイリスク、⑥外国人で支援がなく孤立、⑦低出生体重児を出産、⑧医療機関から連絡があったケースだった。訪問員の職種を見ると、保健師が 9 割近くを占めた（近藤ら 2011）。保健・医療関係者の訪問は、子どもの体重測定等がコミュニケーションツールになり訪問効果に良い影響を与える（元山 2018）。しかし、ガイドラインに沿った基本的な事項に留まる実態もあり（小野ほか 2015）、非医療職で育児経験のある母子保健推進員等が、グレーゾーンの家庭を短時間で頻繁に訪問することの有効性も期待されている（元山 2018）。後者の「養育支援訪問事業」は、養育支援が特に必要であると判断した家庭を保健師・助産師・保育士等が訪問し、養育に関する指導や助言等を行い適切な養育の実施を確保することを目的としている。虐待に至るリスクが高いと判断された親子に、集中的な発生予防と早期発見・早期対応が期待される（佐藤 2011）。一方で、虐待を効率的に発見する方法としてリスクアセスメント⁴の使用が一般化され、母子保健分野を中心に行われる児童虐待防止活動が、家族のニーズを捉えることより、リスクを把握することに偏りがちな懸念も示されている（辻 2016）

行政以外の民間支援団体が実施する家庭訪問型子育て支援では、「ホームスタート」の効果も報告されている（西郷 2011）。ホームスタートは 5 歳以下の子どもがいる家庭にボランティアのホーム・ビジターを派遣し、傾聴と協働を原則に利用者と共に家事・育児活動を行いながら、子育て家庭のニーズをくみ取ることに特徴がある。問題が潜在するにも関わらず、公的支援のすき間で見落とされがちなグレーゾーンの親の虐待予防の効果が期待されている（野澤 2017；尾島・田中 2016；西郷 2011）。東京都清瀬市では、養育支援訪問事業としてホームスタートを取り入れたホーム・ビジター派遣事業を実施している（小俣 2011）。また、広く一般の産前・産後の女性に細やかに寄り添う「ドゥーラ」という女性支援者の存在も注目されている。古川（2008）は、女性が子どもを産み・育てるには家族を超えた支援ネットワークの構築が必要なことから、生活モデルに立脚したドゥーラによる支援体制を提唱している。ドゥーラとはギリシャ語で「女性を援助する女性」の意味をもち、出産の付き添い人や母親の助手といった意味も含む。生活に密着し身近で常に寄り添うドゥーラのような女性が、産前・産後の母親を支え、励まし、育てることを通じてエンパワーメントする体制が重要だと述べている。東京都品川区は、妊娠・出産から育児まで切れ目のない支援を行う「しながわネウボラネットワーク」⁵の一環で、生後 1 歳までの乳児を育てる母親を対象に、産後の家事・育児ヘルパー等の利用助成として、ドゥーラ利用者の補助を行っている（品川区 HP）。

1-2-2 母子生活支援施設における生活場面での支援

次に、施設内で行われる生活場面での支援として、母子生活支援施設で利用者が退所後に地域社会で自立的に生活するための母親支援について見ていく。児童福祉施設である当該施設は、1997 年の児童福祉法の改正により「保護」から「自立支援」に目的を変更した。母子生活支援施設ガイドライン（厚生労働省 2012）は、支援のあり方として、「生活の場であればこそできる日常生活支援を提供する」とし、「『課題解決』と日常の『生活支援』を組み合わせる」「その時どきの個別のニーズや課題に対して

利用者と共に取り組んでいく支援」「日常の様々な事象における利用者にとっての意味を見だし、実践の意味を確認しつつ進めていく支援」といったソーシャルワークの考え方を基盤に示している。また、母親に対する支援は、「孤独感や自己否定からの回復」に向け「母親のエンパワメントにつなげ」、支援者は、母親を親役割の視点からのみ支援するのではなく、「ひとりの人間としての自己実現をめざすことを支持」し「共感する視点」をもち、「ともに成長しようとする大人」として存在する（厚生労働省 2012）。我謝（2014a；2014b）は日常生活への介入について、エンパワメントの観点から、生活場面における意図的な介入の意義を捉えている。ちなみに、平成 28 年度全国母子生活支援施設実態調査報告書で報告された退所決定の理由は、「日常生活・身辺、精神的自立が高まったので」が最多であった。生活場面における日常生活・身辺、精神的自立を高めるための介入は、利用者が地域社会での自立的な生活に向けてエンパワメントするうえで、重要な支援になる。利用者である母親を支援する際は、「できない人」と「審判」し、「指導」するのではなく、職員が「やって見せる」「一緒にやろうと誘う」ことが必要だと職員は語っている（中澤 2020：280）⁶。職員の語りは、母親が子育てに必要な生活技術を身に付けるためには、職員が身に付けた生活技術を利用者に伝える姿勢で、お互いの生活経験を相互に行き交わし協働することが、有効な支援になることを示唆している。

1-3 研究の目的

本稿の目的は、生活経験が乏しく子育て生活に困難をもつ母親が、「子育て生活スキル」を媒介に、支援者や地域社会の人々と関わりをもちながら、自己肯定感を高め、安定した日常生活を送ることができる地域コミュニティの土壌を形成する際の、支援者の役割を検討することである。西岡（2021）は、伝統技能伝承のあり方から示唆を得て、伝統技能を媒介に伝承者-継承者の間に形成されるケアリング関係の構築を、子育て支援並び児童虐待防止の領域において「子育て生活スキル」を媒介にした支援者-母親間や母親-母親間でのケアリング関係の構築に援用する可能性を示した。本稿では、「子育ての社会化」に向けて、コミュニティ全体を視野に入れた支援者側の取り組み姿勢を検討する。具体的には、①継承者の自己肯定感を高め成長を促す、②伝統技能が伝承-継承されるコミュニティを形成する、③組織の支援体制を維持しながら継承者の人生設計を支える、の3点について支援者はどのような姿勢で取り組んでいたのかを明らかにする。

2 研究方法

四

2-1 分析枠組みと分析方法

本稿は、地域社会において「子育ての社会化」に取り組む支援者の特性を検討するため、リーダーシップやマネジメント等の組織やコミュニティの形成及び発展に関する概念が必要になる。西岡（2020）は、育成者が継承者の生活面にも関与しながら伝統技能を伝承する芸能伝統組合のコミュニティでフィールドワークを実施し、育成者が継承者に寄り添い奉仕するサーバント・リーダーシップ的な関わりを見出した。サーバント・リーダーシップは、集団やその成員に対し奉仕または支援することで、彼らの成長を支え、主体的な行動を引き出し、全体をより良い方向に導くリーダーシップ論である

(Greenleaf, R.K.1998；金井 2019；榎原 2019)。具体的には、①傾聴、②共感、③癒し、④気づき、⑤納得、⑥執事役、⑦人々の成長に関わる、⑧コミュニティづくり、⑨概念化、⑩先見力、の10の特性をもち、これらは、サーバントハート、成長支援、ビジョナリー、の3つのカテゴリーに大別される(表1)。

本稿は、「子育ての社会化」に向けて、支援者が母親との関わりを通して、コミュニティ全体を視野に入れた取り組み姿勢を検討するため、サーバント・リーダーシップ論 (Greenleaf,R.K.1998；2002) の分析枠組みを援用した。分析方法は、質的記述的研究 (グレッグ美鈴 2016) の手法を参考に、分析枠組みである「サーバント・リーダーシップの10の特性」に基づき、MAXQDA 分析ソフトを用いて記述データをコード化〔 〕、サブカテゴリー化《 》、カテゴリー化【 】の順に分析を行った。

表1 サーバント・リーダーシップの10の特性
(日本サーバント・リーダーシップ協会 HP、榎原 (2019) をもとに作成)

| | | |
|----------|-----------|---|
| サーバントハート | 傾聴 | メンバーやグループの話をしっかり聞き、彼らの意思を見出し、どうすれば役に立てるかを考える。 |
| | 共感 | 人は不完全であることを前提に相手をどのような時にも受け入れ、メンバーやグループの立場に立ち、彼らの話や気持ちを理解し共感することに全力で取り組む。 |
| | 癒し | 相手の心の傷を癒して本来の力を取り戻させ、組織や集団において欠けている力を補い合えるようにする。 |
| | 気づき | リーダー自身が自分に対する気づきを得て自己認識力を高めることで、相手にも気づきを与えることができる。 |
| | 納得 | メンバーやグループのコンセンサスを得ながら納得を促すことができる。権限に依らず、服従を強要しない。 |
| | 執事役 | 自分が利益を得ることよりも、相手に利益を与えることに喜びを感じる。一步引くことを心得ている。 |
| 成長支援 | 人々の成長に関わる | メンバーやグループの成長を促すことに深くコミットしている。一人ひとりが秘めている力や価値に気づいている。 |
| | コミュニティづくり | 愛情と癒しで満ちていて、人々が大きく成長できるコミュニティを創り出す。 |
| ビジョナリー | 概念化 | 大きな夢やビジョナリーなコンセプトを持ち、それを相手に伝えることができる。 |
| | 先見力 | 現在の出来事を過去の出来事と照らし合わせ、そこから直観的に将来の出来事を予想できる。 |

2-2 調査対象と手続き

フィールドワークの対象は、約150名(調査当時)の継承者が在籍する伝統技能伝承の場であるX伝統芸能組合の「稽古場(見番)」「置屋」である。調査期間は2019年10月～2020年3月である。具体的には、毎年開催される新年の発表会に向けた稽古期間中に、X伝統芸能組合に所属する継承者が集い舞台稽古を行う「稽古場(見番)」や、継承者が各々で稽古の準備や稽古以外の日常を過ごす所属先の「置屋」で参与観察を行った。さらに、継承者の育成に関わり継承者を生活面からも支える育成者7名を対象に、インタビューガイドを用いて半構造化インタビューを実施した。本稿はX伝統芸能組合の組合長を務め、「置屋」の経営者でもあるX氏の語りを中心に分析を行った。インタビューガイドは、①伝統技能伝承における日々の稽古で、技能の上達に伴い日常生活での自信や人格的な成長につながると感じることはあるか、②伝統技能の継承者を育てるために、地域社会でどのような支え合いがあればよいと思うか、③伝統技能の育成者として継承者を育てる際に、どのようなことを心がけているか、の3つの質問を設定した。なお、本調査の調査協力者は伝統技能伝承だけでなく、継承者の生活面

にも関わるため、育成者という用語を用いた。

2-3 研究における倫理的配慮

本調査は、「日本女子大学 人を対象とした実験研究に関する倫理審査委員会」の承認を得て実際に。(課題番号第 417 号) インタビュー調査は、調査協力者に事前に連絡をし、研究の依頼書、説明書、インタビューガイドを郵送し、研究の趣旨を説明し了解を頂いた上で実施した。実施の際は、研究実施に関する説明文書を丁寧に読み交わし、同意書に署名・押印を頂いた。

3 分析結果と考察

3-1 データ分析の結果

3-1-1 育成者が実践する「サーバントハート」をもった取り組み

表2 「サーバントハート」をもった取り組み

| カテゴリー | サブカテゴリー | コード |
|-------|---|--|
| ①傾聴 | 継承者が生きてきた経験と現在の状況を把握する | 入門した継承者の希望や関心を傾聴する 入門の動機になった生活背景を傾聴する |
| | 入門後の継承者の生活状況や健康状態を把握する | 日常生活における心身の状態を傾聴する |
| ②共感 | 継承者が芸を習得する過程の不安な気持ちへ寄り添う | 自信の全くない状態で稽古を続け舞台上に出て恥をかいた等の経験を積み重ねる姿を見守る 舞台上にたつプレッシャーに負けて芸事の習得を半ば諦めた稽古から足が遠のく状況を見守る |
| | 継承者の生活基盤の形成に向けた不安な気持ちへ寄り添う | 継承者が感じる将来への漠然とした不安な気持ちを受けとめ理解する 入門を希望する際の継承者の生活背景を理解し生活不安を受けとめる |
| ③癒し | 喪失の経験を共に乗り越え新しい生活を新しい仲間と共に創る | 人間関係や生活基盤を失った経緯や状況を理解し、喪失感に寄り添い、伝統技能伝承の継承者として共に生きる |
| ④気づき | 継承者を育てるためには一定の構造化された環境が必要だと思う | 同じ屋根で暮らし日常生活の中で細やかに育てることが望ましいと思う |
| | 子どもを育てながら仕事を続ける継承者の気持ちに自分も重なる | 子どもを育てる継承者には芸より子どもをきちんと育ててほしいと思う 自分の子どもを預けざるをえなくなった時に、子どもと一緒にいたいと思ったことから、今子どもを連れて継承者の状況を考える |
| | 芸を通じて親心をもって継承者を育てる仕事を天職だと感じる | この仕事は自分の性格に合っていると感じ天職だと思う 継承者の生活事情も含めて親心で引き受け、退職後も気にかけて幸せに暮らしていることを願う |
| ⑤納得 | 継承者に稽古に行くよう無理強いせず希望や関心に沿いながら稽古に向けた準備をする | 継承者の興味や関心が向いたところで稽古の仕組みを伝える 40年前の入門当時に稽古に行くよう急がされずお座敷の現場で仕込まれた |
| | 各自の生活事情や仕事の目的を理解した上で生活基盤を整えるための環境を提供する | 継承者は比較的自由で縛りの少ない素生活で自分のペースで生活できるよう配慮する |
| ⑥執事役 | 一歩ひいて現場のリーダー役を年長の継承者に任せる | お座敷等の「場」において、姉的立場の継承者に経験の浅い妹的立場の継承者をフォローも含めた統括を任せ次世代を育てる |
| | 継承者個々の生活事情を理解し、仕事と稽古が同軸で回る環境を整備する | 継承者と同居して育てるのではなく、寮を用意し継承者の生活事情に合わせて育てる 子どもを連れて入門する継承者が、安心して子育て・仕事・稽古ができる基盤として託児所を準備する |
| | | 収入源や住居等の生活基盤を確保し、継承者が安心して稽古を続けられる環境を整える |

六

【①傾聴】 育成者は、〔入門した継承者の希望や関心を傾聴する〕ことや、〔入門の動機になった生活背景を傾聴する〕ことで、《継承者が生きてきた経験と現在の状況を把握する》。その後は、〔日常生活における心身の状態について傾聴する〕ことを続け、どうしたら継承者の役に立ち、継承者の力を伸ばすことができるのかを考え、《入門後の継承者の生活状況や健康状態を把握する》姿勢があった。

【②共感】 育成者は、自分も継承者もお互いが不完全であることを前提に、初学者の継承者が〔自信の全くない状態で稽古を続け舞台に出て恥をかく等の経験を積み重ねる姿を見守る〕ことや、〔舞台にたつプレッシャーに負けて芸の習得を半ば諦め稽古から足が遠のく状態を見守る〕ことで、《継承者が芸を習得する過程の不安定な状態に寄り添う》。芸以外にも〔入門を希望する際の継承者の生活事情を理解し生活不安を受けとめる〕ことや、〔継承者が感じる将来への漠然な不安な気持ちを受けとめ理解する〕ことで、《生活基盤の形成に向けた不安な気持ちへ寄り添う》といった共感の姿勢が見出された。

【③癒し】 育成者は、喪失を経験する中で入門の意を固めた継承者の痛みを気遣い〔人間関係や生活基盤の喪失に寄り添い、伝統技能伝承の継承者として共に生きる〕道を示し《喪失の経験を共に乗り越え新しい生活を新しい仲間と共に創る》ことで、組織の全体性を補い合い統合に向かっていた。

【④気づき】 育成者にとって、本来の伝承は昔ながらの置屋で〔同じ屋根の下で暮らし日常生活の中で細やかに育てることが望ましいと思う〕こともあるが、現代の社会では《継承者を育てるには一定の構造化された環境が必要だと思う》という気づきがある。また、〔子どもを育てる継承者には芸より子どもを第一に育ててほしいと思う〕育成者の気持ちは、〔自分の子どもを預けざるをえなくなった時に、子どもと一緒に居たいと思ったことから、今子どもがいる継承者の状況を考える〕立場になった今、《子育てをする継承者の気持ちに自分が重なる》と自己省察していた。また、伝統技能伝承について、〔この仕事は自分の性格にあっていると感じ天職だと思う〕ことが、〔継承者の生活事情も含めて親心で引き受け、退職後も気にかけて幸せに暮らしていることを願う〕気持ちになり、《芸を通じて親心をもって継承者を育てる仕事を天職だと感じる》という気づきを得ていた。

【⑤納得】 育成者は継承者に対し入門早々稽古を促すことは控え、〔継承者の興味や関心が向いたところで稽古の仕組みを伝える〕。背景に〔40年前の入門当時に稽古に行くよう急かされずお座敷の現場で仕込まれた〕育成者自身の経験があり、《継承者に稽古に行くよう無理強いせず希望や関心に沿いながら稽古に向けた準備をする》ように、継承者本人が納得した上で稽古に臨む状況に導いていた。一方で昔のような置屋の共同生活を廃止し、〔継承者は比較的自由で縛りの少ない寮生活で自分のペースで生活できるよう配慮する〕といった、《各自の生活事情や仕事の目的を理解した上で生活基盤を整えるための環境を提供する》等、継承者が育成システムを理解して協働できるよう促していた。

【⑥執事役】 育成者は、自分の置屋に所属する継承者たちが、〔お座敷等の「場」において、姉的立場の継承者に経験の浅い妹的立場の継承者のフォローも含めた統括を任せ次世代を育てる〕といった、自分は前に出ず《一步ひいて現場のリーダー役を年長の継承者に任せる》ことで後継を育てていた。さらに、《継承者個々の生活事情を理解し、仕事と稽古が両輪で回る環境を整備する》ために、〔継承者と同居して育てるのではなく、寮を用意し継承者の生活事情に合わせて育てる〕〔子どもを連れて入門する継承者が、安心して子育て・仕事・稽古ができる基盤として託児所を準備する〕〔収入源や住居等の生活基盤を確保し、継承者が安心して稽古を続けることができる環境を整える〕という合理的な配慮が行われていた。

3-1-2 育成者が実践する「成長支援」の取り組み

表3 「成長支援」の取り組み

| カテゴリー | サブカテゴリー | コード |
|------------|--------------------------------------|--|
| ⑦人々の成長に関わる | 日々の稽古を続けるという努力が自信や収入につながり報われるシステムを創る | 稽古をして選ばれて舞台に立つ達成感と周囲に認められて自信をもつプロセスを見守る |
| | | 恥をかきながら色々な経験を積み重ね自信がもてるプロセスを応援する |
| | | 稽古を続け芸のランクが上がるに伴い給与も上がる努力が報われる成長システム |
| | 生活基盤を整えるため介入的に関わる | 経済的な未処理の問題や子どもと一緒に住める住居の問題等の相談に応じて対応する |
| | | 時間的な余裕のない継承者に代わり託児所で子どもの入浴やしつけに関わる |
| | | 親子関係やパートナーとの関係等の相談を受け関係調整に関与する |
| ⑧コミュニティづくり | 託児所を中心に親と子のコミュニティを形成する | 託児所では年長の子どもが年少の子どもに気を配り、年少の子どもが年長の子どもに困ったときには助けを求めるように、支え合いの関係をつくる |
| | | 託児所では子どもを入浴させることで継承者の負担を軽減する |
| | 疑似家族・疑似姉妹的な関係性の下で伝承-継承する | 独立して屋号の名前をつけるときは本家の一文字をとり継承者の本名・出身地・原家族等にゆかりある一文字をつける |
| | | 「お父さん」と呼ばれた組合長が疑似家族的コミュニティの経済基盤及び住宅基盤をつくった |
| | | 継承者たちの年齢幅が広い場合は、疑似姉妹的な関係性の下で伝承-継承が比較的容易になる |
| | 継承者の仕事や稽古に対して地域社会の理解を得る | 継承者たちの年齢幅が狭い場合は、疑似姉妹的な関係性の形成そのものが難しく伝承-継承も比較的困難になる |
| | | 職住隣接によって地域社会の暮らしのなかで仕事・稽古・子育てを両立させる |
| | 子どもの学校を始めとする地域社会が継承者の状況を理解できる環境を整える | |

【⑦人々の成長に関わる】育成者は、まず、〔稽古を続け芸のランクが上がるに伴い給与も上がる努力が報われる成長システム〕を備え、継承者が〔稽古をして選ばれて舞台に立つ達成感と周囲に認められて自信をもつプロセスを見守る〕と同時に、〔恥をかきながら色々な経験を積み重ね自信がもてるプロセスを応援する〕。それらはまさに、伝統技能伝承の基盤になる《日々の稽古を続ける努力が自信や収入につながり報われるシステムを創る》ことである。一方で、継承者が安心して稽古ができて成長するためには、安定した生活基盤が必要になる。そのため育成者は、継承者の〔経済的な未処理の問題や子どもと一緒に住める住居の問題等の相談に応じて対応する〕〔時間的な余裕のない継承者に代わり託児所で子どもの入浴やしつけに関わる〕〔親子関係やパートナーとの関係等の相談を受け関係調整に関与する〕といった《生活基盤を整えるために介入的に関わる》場合もある。

【⑧コミュニティづくり】子育てをする継承者を支えるため、〔託児所では年長の子どもが年少の子どもに気を配り、年少の子どもが年長の子どもに困ったときには助けを求めるよう、支え合いの関係をつくる〕子ども同士が信頼し合い成長する子どもコミュニティを形成する。また、〔託児所では子どもの入浴を行い継承者の負担を軽減する〕ことで、継承者に心身と時間的な余裕をもたらし、ひいては、継承者が子育てを通して支え合う《託児所を中心に親と子のコミュニティを形成する》取り組みがあった。一方で、伝統技能伝承においては、継承者が所属する本家の置屋から〔独立して屋号の名前をつける際は本家の一文字をとり、継承者の本名・出身地・原家族等にゆかりの文字をつける〕等、独立後も疑似家族的なつながりの中で伝承が維持されていた。その基盤は40年前に〔「お父さん」と呼ばれた組合長が疑似家族的コミュニティの経済基盤及び住宅基盤をつくった〕当

時の育成者リーダーの先駆的な取り組みにあった。また、芸の仕事は主にお座敷で行い、姉的継承者はお座敷で舞いを披露する姉的継承者に同行し学ぶが、〔継承者たちの年齢幅が広い場合は、疑似姉妹的な関係性の下で伝承-継承が比較的容易になる〕一方で、〔継承者たちの年齢幅が狭い場合は、疑似姉妹的な関係性の形成が難しく伝承-継承も比較的困難になる〕。そのため、伝統技能伝承の育成者は、お座敷の関係者に働きかけ《疑似家族・疑似姉妹的な関係性の下で伝承-継承する》コミュニティをつくる取り組みを行っていた。さらに、〔職住隣接によって地域社会の暮らしの中で仕事・稽古・子育てを両立させる〕ため、〔子どもの学校を始めとする地域社会が継承者の状況を理解できる環境を整える〕働きかけを行う等、《継承者の仕事や稽古に対して地域社会の理解を得る》取り組みを行っていた。

3-1-3 育成者の「ビジョナリー」としての取り組み

表4 「ビジョナリー」としての取り組み

| カテゴリー | サブカテゴリー | カテゴリー |
|-------|---|---|
| ⑨概念化 | 安心と安全な職場システムを目指した組織づくり | 時代の流れを察知し社会のニーズの変化に備え組織を変革する |
| | | 継承者が地元で安心して働きながら子育てできる基盤を創る |
| | 子育てをする継承者の人生を方向づける | 子育てをしながら稽古を続け伝統芸能の世界で自立的に生きる方向性を示す |
| | | 子どもの成長段階を区切りにして、稽古で培った経験を活かし他の転職し自立的に生きる方向性を示す |
| ⑩発見力 | 組織が将来的に安定して維持される基盤として組合(芸能組合・共済組合・見番)を創った | 約40年前に「お父さん」と呼ばれた組合長が時代の変化を察知して組織を変革した |
| | | 組織が将来的に維持され機能するための経済基盤と継承者の生活基盤を整えるシステムが必要と考えた |
| | 継承者の生活基盤形成システム(住居、子育て、福利厚生)を創った | 昔のように伝承者と継承者が同居するのではなく「寮」や「マンション」形式の住環境を整備した |
| | | 継承者が安心して子育てと仕事を両立できるよう「子どもをお風呂に入れてあげる託児所」を継承者のニーズに応じて開設した |

【⑨概念化】育成者は、当該地域の伝統技能伝承を絶やさぬよう〔時代の流れを察知し社会のニーズの変化に備え組織を変革する〕ことで大局的に組織の維持を捉え、〔継承者が地元で安心して働きながら子育てできる基盤を創る〕といった、《安全と安心な職場システムを目指した組織づくり》に取り組んでいた。また、育成者が〔子育てをしながら稽古を続け伝統芸能の世界で自立的に生きる方向性を示す〕等、独立に向けた後押しをする一方で、継承者が伝統芸能以外の人生を選択する可能性もふまえ、〔子どもの成長段階を区切りにして、稽古で培った経験を活かし他領域に転職し自立的に生きる方向性を示す〕といった《子育てをする継承者の人生を方向づける》取り組みも見出された。

【⑩発見力】現在のX伝統芸能組合は、〔約40年前に「お父さん」と呼ばれた組合長が時代の変化を察知して組織を改革した〕ことが大きな転機となり、「お父さん」と呼ばれた育成者リーダーの〔組織が将来的に維持され機能するための経済基盤と継承者の生活基盤を整えるシステムが必要と考えた〕発見力によって、《組織が将来的に安定して維持される基盤として組合(芸能組合・共済組合・(株)見番)を創った》。一方で、置屋の抱え子として継承者を育てることについては、時代に合わせ〔昔のように伝承者と継承者が同居するのではなく「寮」や「マンション」形式の住環境を整備した〕り、〔継承者が安心して子育てと仕事を両立できるよう「子どもをお風呂に入れてあげる託児所」を継承者のニーズ

所」を継承者のニーズに応じて開設した〕。総じて、継承者一人ひとりを生活者として捉え、将来を見据えた上で《継承者の生活基盤形成システム（住居、子育て、福利厚生）を創った》育成者の発見力は、現在も伝統技能伝承を維持するビジョナリーの顕れといえる。

3-2 データ分析の結果からの考察

3-2-1 伝統技能伝承において継承者の自己肯定感を高め成長を促す支援者の取り組み姿勢

継承者がX 伝統芸能組合の門戸を叩く時、必ずしも芸を習得する準備が整っているわけではない。継承者の置かれた状況や現在に至るまでの経験から、後の人生を考えた際の1つの選択として伝統芸能の世界で生きることを選ぶ場合も少なくない。育成者は継承者が伝統技能伝承の新しい生活習慣に馴染むために、【①傾聴】【②共感】の姿勢で生活背景や心身の状態を丁寧に聞き取り、「世界への参入」（生田 1987）に導いていた。育成者の【①傾聴】【②共感】による関与が、継承者の喪失体験に触れた際は、育成者は喪失の経験を乗り越える伴走者として継承者に寄り添い、継承者をエンパワーメントし、コミュニティの一員に包摂する【③癒し】の姿勢で関与していた。「稽古に行けと無理強いはいしない」という【⑤納得】を重視した育成者の姿勢の中に、【①傾聴】【②共感】【③癒し】の姿勢を内包させ、継承者が稽古に向かう準備を整えていた。入門当初の不安の高い継承者に対する、育成者の【①傾聴】【②共感】【③癒し】【⑤納得】の姿勢は、情緒的サポートとして機能し、継承者が組織や育成者に対する信頼感と安心感をもたらすことが示唆された。さらに、【⑦人々の成長に関わる】土台には、経済的な未処理の問題や子どもの託児の問題、原家族の親子関係やパートナーとの関係等の問題にも関与し、問題解決に向けた相談や介入によって、継承者が安心して生活できる環境を整備する取り組みがあった。その上で、稽古を続ける中で継承者の自尊感情と自己肯定感を育て、稽古の成果が収入に結びつきコミュニティ内で承認される等の、努力が報われる可視化された公平な育成システムが【⑦人々の成長に関わる】取り組みとなり、その後の継承者の将来設計においても有効に機能することが示唆された。

3-2-2 伝統技能が伝承 - 継承されるコミュニティをつくる支援者の取り組み姿勢

技能伝承においては、技能を媒介にしながら、伝承する側の生活背景と継承する側の生活背景を行き交わせる、ケアリング関係が構築される（生田 1987）。さらに、伝統技能伝承が途絶えず維持されるには、ケアリング関係が育成者 - 継承者間だけでなく継承者間や関係者との間に重層的に構築される【⑧コミュニティづくり】が必要になる（西岡 2021）。育成者は、自身の経験から置屋制度の細やかな育成が望ましいという【④気づき】の中で、現代に適した「寮」生活を基盤にした育成を選択していた。一方で、子育てをする継承者に以前の自分を重ね、親心から継承者の生活事情も含め入門を引き受けている【④気づき】の中で、育成に関与していた。自己認識力が相手の気づきを促すとされる【④気づき】というサーバント・リーダーの特性は、現代に生きる継承者の生活経験を受けとめた育成者 X 氏が、伝統技能を媒介に自身の生活経験を継承者に伝え、継承者もそれを受け止め相互に交流するケアリング関係の1つと云えよう。また、伝統技能伝承の「場」のお座敷で、伝承 - 継承が有効になされる疑似姉妹的なケアリング関係が形成されるように、育成者 X 氏は姉的継承者にリーダー役を任せ、自身は【⑥執事役】に下がり後継を育てる等、継承者間で技能伝承ができる【⑥コミュニティづくり】に取り

組んでいた。加えて、継承者間の年齢幅が狭い場合は、年齢に幅のある継承者でチームが組めるようにお座敷の担当者に依頼し、お座敷という職場システムでの【⑥コミュニティづくり】に取り組んでいた。さらに、託児所や職住隣接によって地域社会のなかで仕事・稽古・子育てを両立できる【⑥コミュニティづくり】にも取り組み、これらの一連の【⑥コミュニティづくり】に向けた育成者の取り組み姿勢は、西岡（2021）が示した「子育ての社会化」に向けて、ケアリング関係を点から面に広げ、生成継承性を地域社会に根付かせるソーシャルワーカーの役割と重なることが示唆された。

3-2-3 組織の支援体制を維持しながら継承者側の人生設計を支える支援者の取り組み姿勢

伝統技能伝承を維持するには、時代の流れを捉え将来を見据えた組織の基盤と支援体制を構築する必要がある。組織に対するビジョナリーとして、40年前に、「お父さん」と呼ばれた当時のX伝統芸能組合組合長は、将来の社会情勢を察知し組織の将来像を【⑨概念化】し、組織が安定して存続し継承者が安心して働き続けることができる職場システムの構築に向けて取り組んでいた。時代を見越した組織づくりの背景に、当時の組合長のサーバント・リーダーシップによる【⑩発見力】があったことが示された。この【⑩発見力】は、組織の運営基盤と継承者の生活基盤を創る際の道具的サポートとして機能し、現代のX伝統芸能組合の存続につながったと推察される。一方で、継承者に対するビジョナリーでは、子育てをする継承者の人生を方向づける【⑨概念化】は、継承者に芸の道で独立するか、芸の経験を活かし他領域に転職するかという自己実現に向けた積極的な選択を促す機能をもつと考えられる。また、このような育成者による【⑨概念化】の取り組みは、西岡（2020）が示した継承者としての基盤形成となる準備期間から伝統技能の習得期間に至るまで、育成者が継承者に働きかけた情緒的サポート同様に、継承者をエンパワメントする情緒的サポートの機能が示唆された。

4. 考察

伝統技能伝承の育成者は、育成者がサーバント・リーダーシップの10の特性を用いて、組織の支援体制を維持し、継承者が伝統技能伝承の過程において自己肯定感を高め成長する、伝承-継承のコミュニティをつくり、継承者の人生設計を支え自己実現に導く取り組みを行っていた。それらは、段階ごとに継承者の成長を促し、伝承-継承のコミュニティを点から面に広げる取り組みであった。

まず、【①傾聴】【②共感】【③癒し】によって継承者の信頼を獲得し、育成者は継承者との関わりの中で自身の経験をふり返り自己の【④気づき】を得て、継承者の【⑤納得】を大切にしながら継承者の生活基盤を整えていた。これらは、マズローの自己実現理論の「生理的欲求」と「安全欲求」をかなえる取り組みといえる。次に、育成者は継承者が【⑤納得】するプロセスを大切にしながら稽古に導き、継承者が稽古場や仕事場で社会参加を果たす【⑦人々の成長に関わる】取り組みを行っていた。これらは、マズローの自己実現理論の「社会的欲求」の段階といえる。さらに次の段階では、継承者が日々の稽古で承認され自己肯定感を高める育成システムで【⑦人々の成長に関わる】と共に、育成者はあえて一歩引いた【⑥執事役】に身を置き、継承者同士や職場システムにおいて伝承-継承が有効に機能する【⑥コミュニティづくり】に取り組んでいた。これらは、マズローの自己実現理論の「承認欲求」をか

なえる取り組みといえる。入門時から各段階を経て継承者が発達を遂げた背景に、サーバント・リーダーシップの【⑨概念化】と【⑩発見力】による、組織の存続と支援機能の維持があった。また、【⑨概念化】は継承者に対しても、人生の方向づけを与える機能を果たしていた。これは、マズローの自己実現理論の「自己実現欲求」をかなえる取り組みといえる。以上から、伝統技能を媒介に、継承者が日常を過ごす「寮」「置屋」、稽古場である「見番」、職場である「お座敷」「舞台」、子育ての場としての託児所や地域社会において、育成者がサーバント・リーダーシップ的な関わりをもつことで形成されたコミュニティで、継承者の自己肯定感が育つことが推察された。

伝統技能伝承において育成者がサーバント・リーダーシップ的な関わりで、段階的に継承者の自己実現欲求をかなえる状況から示唆を得て、「子育ての社会化」に向けて、「子育て生活スキル」を媒介にした子育て支援及び児童虐待防止策を検討すると、右記のような構図が考えられる（図1）。マズローの自己実現理論の枠組みから見た、母親

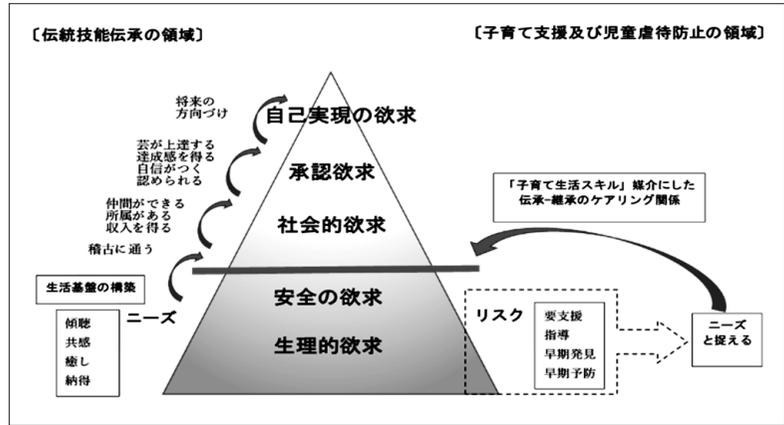


図1 リスクをニーズと捉え
『「子育て生活スキル」を媒介にした伝承・継承のケアリング関係』を社会資源として投入する支援案

が自己肯定感を高め自己実現に向かう土台には、生理的欲求と安全の欲求を充足する段階があった。この段階で基礎的な欲求が十分に満たされていない状態は、子どもにとって不適切な養育環境となり、虐待のリスク要因となる。ここで、虐待のリスクを、生活困難にある子育て家庭のニーズとして捉える視点に置き換え、「子育て生活スキル」を媒介に支援者とケアリング関係を構築し、適切な社会資源の投入によって生活基盤を整えることが、母親を支え虐待を防止する一歩になるだろう。多様な生活困難を抱えながら子育てをする親たちが、安定した生活基盤を得ることによってエンパワーメントされ、次の段階の社会的欲求の充足に向けて地域社会で社会関係を取り結ぶ一歩を踏み出すものと考えられる。

5. まとめ

本稿は、伝統技能伝承における育成者の取り組み姿勢に示唆を得て、生活経験が乏しく子育て生活に困難をもつ母親が、「子育て生活スキル」を媒介に、支援者や地域社会の人々と関わりをもちながら、自己肯定感を高め、安定した日常生活を送ることが地域コミュニティの土壌を形成する際の、支援者の役割を検討した。育成者は、サーバント・リーダーシップの10の特性を用いて、継承者の成長を支える伝承・継承のコミュニティを形成していた。その土台には、入門時の継承者のニーズに丁寧に対応し生活基盤を整備する取り組みがあった。ここで、本稿で見出された育成者の取り組みに示唆を得

て、児童虐待防止対策の課題を3点あげたい。まず、子どもを抱え行き場のない女性を保護している婦人保護施設では、旧態依然とした規律による利用のしづらさから、民間シェルターが代替的に対応するも支援の継続が難しく、退所後も母子生活支援施設を始めとする地域資源の乏しさから母子の安定した地域生活を支えきれない状況がある。多様な事情を抱える母親たちを柔軟に受け入れ、適切な生活環境で保護し、安定して継続的な支援を提供するには、公的な関連事業が制度の垣根を超えて現代社会に適合した入所の在り方を検討し、児童虐待防止に向けて女性福祉を充実させる【発見力】が求められる。次いで、地域社会で母親の成長を支えるためには、リスクアセスメントに代わり、母親の自己成長を可視化し承認する目的でアセスメント評価を行い、『日々の稽古を続けるという努力が自信や収入につながり報われるシステムを創る』ことに対応する取り組みが必要である。子育てという無償の営みが物心両面で報われる【人々の成長に関わる】仕組みは、母親の自己肯定感と自己効力感を促し、社会関係を取り結ぶ一助になるだろう。さらに、母子生活支援施設における母親を対象にした「生活の場」での子育て支援では、「利用者の今までの人生や文化を尊重し、生活や子育てを丸ごと受けとめることからでなければ始まらない」（厚生労働省2011）という現場の声が記されている。支援が必要な状態の母親に、支援者が指導的に関わることは、母親の自尊感情を傷つけスティグマを与える危険性も考えられる。指導的な姿勢を「サーバントハート」をもった取り組みに替え、「子育て生活スキル」を媒介に支援者-母親がケアリング関係を形成すれば、お互いの生活経験を尊重し合う対等な関係性の中での支援が可能になるのではないだろうか。本稿の限界として、主にリーダー的な育成者1名を中心に分析したことがあげられる。今後の課題として、子育て支援や児童虐待防止現場のフィールドワークや多様な支援者を対象にインタビュー調査を実施し、実際の支援に有効な方法を検討していきたい。

【謝辞】本調査にご協力頂いたX伝統芸能組合組合長X氏、X伝統芸能組合関係の皆さまに、心から御礼申し上げます。

【付記】本調査は、科学研究費助成事業若手研究19K13987の助成をうけております。

注

- 1 磯谷（2019）は、2018年の目黒区の虐待死事例を例に虐待のケースには理由がはっきりしない転居が多いことをあげ、児童相談所との関わりを避けるための転居をリスク要因として指摘している。
- 2 上野（2016）は、従来の児童福祉は子どもや子育て家庭のニーズに必要なサービスを提供することが主な目的だったが、リスク概念の導入以降は子育て家庭の現実が見えにくい状況にあると述べている。
- 3 生田（1987）は、伝統技能伝承における教授-習得の文脈にケアの概念を導入し、「わざ」を媒介に相互の生活経験を行き交うケアリング関係を提唱した。また、加藤（2009）は、児童福祉分野におけるケアリングコミュニティの構築を検討している。
- 4 『子ども虐待予防のための保健活動マニュアル』（佐藤2002）では、周産期医療機関や市町村での乳幼児健康診査等の場面に応じた虐待リスクが示され、その後母子保健事業の多くの場面で虐待リスクアセスメントの重要性が説かれるようになった。
- 5 ネウボラとはフィンランド語で「相談の場」を意味し行政が妊娠・出産から子育てを切れ目なく支援をする拠点のことを指す。日本では2015年に「妊娠・出産包括支援モデル事業」にある「母子保健相談支援事業」

を更に進め、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を実施するためのワンストップ拠点として日本版ネウボラの「子育て世代包括支援センター」が設置された(角野 2021)。

- 6 中澤(2020)は、母子生活支援施設で実践される料理体験を始め生活技術の体験における、当該施設がもつジェンダーバイアスや職員に内面化したジェンダー規範に対する葛藤に言及している。

引用・参考文献

網野武博 2002『児童福祉学—子ども主体への学際的アプローチ』中央法規出版

我謝美左子 2015a「母子生活支援施設における面接と日常生活場面への介入」『研究紀要』25 91-95

我謝美左子 2015b「母子生活支援施設における支援の実態と期待されるソーシャルワーク：支援者へのグループインタビューを通して」『研究紀要』26 85-92

Greenleaf, R. K. 2002. *Servant leadership: A journey into the nature of legitimate power and greatness*. Paulist Press. (=金井壽宏・金井真弓訳 2008『サーバントリーダーシップ』英治出版)

Greenleaf, R. K. 1998. *The power of servant-leadership: Essays*. Berrett-Koehler Publishers.

(=野津智子訳 2016『サーバントであれ 奉仕して導く、リーダーの生き方』英治出版)

グレッグ美鈴 2014「質的記述的研究」『質的研究の進め方・まとめ方 看護研究のエキスパートをめざして』54-72 医歯薬出版

林浩康 1998「現代社会における子育て観の揺らぎ」『北星論集』(35) 97-110

林浩康 1996「現代社会における育児とその社会的支援」『北星論集』(33) 37-59

服部祥子 2005『平成 14～16 年度厚生科学研究費(子ども家庭総合研究事業) 児童虐待発生要因の解明と児童虐待への地域における予防的支援方法の開発に関する研究報告書』469-710

細金和子 2017「産前産後の母子支援—婦人保護施設慈愛寮の支援から—」『子どもの虐待とネグレクト』19 (1) 59-65

生田久美子 1987『「わざ」から知る』東京大学出版会

磯谷文明 2019「最近の虐待死事件を契機とした法律改正の動向—育児・子育て支援現場への影響—」『「親を加害者にしない」支援のヒント集』日本女子大学特別重点化資金 虐待支援研究班・日本子ども子育て支援センター連絡協議会(ここネット) 13-22

金井壽宏 2019『「サーバント・リーダーシップ」について教えてください』『看護管理 6』494-497

樫原理恵 2019「サーバント・リーダーシップとは看護組織における展開の可能性を考える」『看護管理 6』502-510

角野雅彦 2021「フィンランドのネウボラと子育て世代包括支援センターの比較考察：日本版ネウボラは成功するのか」『福祉社会学部論集』39 (4) 1-14

加藤悦雄 2009「児童福祉分野におけるケアリングコミュニティの構築とその射程—戦後児童福祉のアプローチの検討から」『作新学院大学女子短期大学部紀要』32 95-115

木村谷子 2016「自治体における養育支援訪問事業の実施に影響を与える要因の分析」『ソーシャルワーク学会誌』33 27-39

厚生労働省 2020a「令和元年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000696156.pdf> (2020.8.19 閲覧)

厚生労働省 2020b「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第16次報告)(社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会)(令和2年9月)」

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000533868.pdf> (2021.8.20 閲覧)

厚生労働省 2016「児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)の概要」

<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/869643.pdf> (2018.10.1 閲覧)

厚生労働省 2014 「母子生活支援施設 運営ハンドブック」

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000080110.pdf>
(2021.8.20 閲覧)

厚生労働省 2011 「資料 1-6 (2) 大塩委員提出資料 母子生活支援施設における支援事例 事例を通じて社会的養護における母子生活視線施設の機能を考える」『第 1 回児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会資料』

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r98520000011cpd-att/2r98520000011dcp.pdf> (2020.8.20 閲覧)

厚生労働省 2012 「母子生活支援施設運営指針」

https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_08.pdf (2021.8.20 閲覧)

厚生労働省 HP 「乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン」

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/kosodate12/03.html> (2021.8.20 閲覧)

近藤里栄・塚原照臣・堀綾・和田敬仁・稲葉雄二・金井誠・内田満男・坂口けさみ・市川元基・野見山哲生 2011 「長野県におけるこんにちは赤ちゃん事業取組みの現状」『信州医学雑誌』59 (3) 169-175

元山彩織 2018 「乳児家庭全戸訪問事業における効果と課題」『中京学院大学看護学部紀要 = Bulletin of Faculty of Nursing of Chukyo Gakuin University』8 (1) 47-57

村上千幸・西智子・松原乃理子 2019 「『親を加害者にしない』支援のヒント集」日本女子大学特別重点化資金虐待支援研究班事務局・日本子ども子育て支援センター連絡協議会（ここネット）事務局

中澤香織 2020 「内面化したジェンダー規範と戸惑い、葛藤 - 母子生活支援の最前線に立つ援助者の語りから」『ジェンダーからソーシャルワークを問う』ヘウレーカ

日本サーバント・リーダーシップ協会 HP <https://www.servantleader.jp/about> (2021.8.21 閲覧)

西尾久美子 2006 「伝統文化産業におけるキャリア形成と制度：京都花街の芸舞妓の事例」

<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/repository/thesis/d1/D1003638.pdf> (2020.7.20 閲覧)

西岡弥生 2021 「伝統技能伝承のあり方にみる児童虐待防止対策におけるオルタナティブな視点：関連文献及びフィールドワークの検討から」『洗足論叢』49 65-80

西岡弥生 2020 「支援者のサーバント・リーダーシップ的な関わりを基軸にしたファミリーソーシャルワークの検討 - 伝統技能伝承におけるフィールドワークから -」『日本社会福祉学会第 68 回秋季大会プログラム』E05-19

野澤義隆 2017 「ホームスタートによる支援が利用者満足度と与える影響 - 有償支援との比較による家庭訪問型子育て支援の検討 -」『社会福祉学』57 (4) 85-96

小俣もどり 2011 「住民参加型家族支援の新しい流れ 総合的な訪問保育事業 - ニーズに向き合い続けた中でたどりついた支援 (特集 家庭訪問 (ホームビジティング) の新たな展開) - (ホームビジティングの実際)」『世界の児童と母性』70 49-52

尾島豊・田中春海 2016 「ホームスタート (家庭訪問型子育て支援) におけるニーズの特徴」『長野県端溪大学紀要』71 77-87

小野セレストア摩耶・木村容子・平田祐子 2015 「乳児家庭全戸訪問事業の実態調査：自治体担当者がみる実施状況と意識」『Human welfare: HW』7 (1) 99-113

西郷泰之 2011 「イギリスにおけるホームスタート活動の評価方法に関する研究」『大正大学研究紀要』96 243-239

佐藤拓代 2011 「保健機関による子ども虐待予防 - ポピュレーションアプローチからハイリスクアプローチへ (特集 見逃さない! 日常診療の中にある子ども虐待・ネグレクト) - (『子ども虐待』の対応・予防における地域ネットワーク)」『小児科診療』74 (10) 1563-1566

佐藤拓代 2002 「子ども虐待予防のための保健師活動マニュアル」『平成 13 年度厚生科学研究助成金「子ども家庭総合研究事業」』33

島田三恵子・杉本充弘・縣俊彦・新田紀枝・関和夫・大橋一友・村上睦子・中根直子・神谷整理子・戸田律子・森山幸子 2006 「産後 1 か月間の母子の心配事と子育て支援のニーズ及び」育兒環境に関する全国調査 - 「健や

- か親子 21」5年後の初経産別、職業の有無による比較検討-」『小児保健研究』65 752-762
品川区 HP 『産後の家事・育児支援のヘルパー等の利用助成』
<https://www.city.shinagawa.tokyo.jp/PC/kodomo/kodomo-kateisoudan/hpg000027978.html> (2021.8.20 閲覧)
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国母子生活支援施設協議会 2017 『平成 28 年度全国母子生活支援施設実態調査報告書 (平成 29 年 3 月)』
辻京子 2016 「母子保健分野における児童虐待防止活動とリスクアセスメント」『四国大学紀要 = Bulletin of Shikoku University』47 37-50
上野加代子 2016 『『児童福祉から児童保護へ』の陥穽 (課題研究: 犯罪社会学におけるリスク社会論の意義) ネオリベラルなリスク社会と児童虐待問題』『犯罪社会学研究』41 62-78